

熊本市地域公民館建設費補助実施基準

制定 平成29年 4月1日市民局長決裁

改正 平成29年12月1日市民局長決裁

(実施基準の目的)

第1条 熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱(平成6年4月1日制定。以下「要綱」という。)に基づき、熊本市地域公民館建設費補助金(以下「補助金」という。)のうち建設事業に関するものについて適正かつ円滑な実施を図るため熊本市地域公民館建設費補助実施基準を定める。

(補助対象事業及び補助対象経費の基準)

第2条 要綱第3条第1項に規定する建設事業(以下「建設事業」という。)は、補助対象団体がその地域公民館の施設(以下「館」という。)について実施する建物本体建設工事及び附帯設備に係る工事とする。ただし、国又は地方公共団体が所有又は占有する土地(地域公民館用地等とするため市に寄附された土地を除く。)であって補助対象団体が無償で借り受けているものにおいて行われるものを除くものとする。

2 要綱第3条第2項に規定する補助対象経費は、建設事業に係る経費であって、次に掲げるものを除く。

(1) 既存建物の解体及び建設用地の取得に係る経費

(2) 建設事業の設計に係る経費

(3) 備品(テレビ、エアコン、放送機器、机、物置、電話等)の取得及び設置に係る経費(ただし、建物の構造部分と一体化している天井埋め込み式エアコン等の取得及び設置に係る経費は除く。)

(4) 上水道加入金及び下水道受益者負担金

(5) 外構(駐車場、外柵等)の整備に係る経費(ただし、玄関スロープ及び犬走りの整備に係る経費は除く。)

(6) 都市公園内における集会所の設置に関する要綱(平成19年4月1日制定)第2条に定義されている集会所の建設にかかる経費

(補助金の交付要件)

第3条 補助金申請の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象団体としての活動実績があり、今後も活動が見込めること。

(2) 建設事業について熊本市と協議を行っていること。

(3) 地域住民の総意に基づく建設事業であること。

(4) 建設用地が確保されていること。(借地の場合は、所有者の同意が得られていること。)

(5) 建設事業に必要な資金が確保されていること。

(6) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を行っていること。

(7) 既に補助金交付を受けている場合は、耐用年数を経過するまでは補助金交付申請ができないものとする。ただし、災害や特別な事情がある場合は、この限りでない。なお、耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)の規定を準用する。

(8) 建設事業竣工後、不動産登記法(平成十六年六月十八日法律第二百二十三号)第47条第1項に基づき速やかに登記を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた館から別の場所に活動拠点を変更する場合における当該新たな活動拠点となる館に係る建設事業については、補助金の交付を受けた館の耐用年数

が経過し、又は災害その他特別な事情がある場合を除き、補助金の交付を行わない。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。